

自動翻訳機器（ポケトーク）貸出利用時の注意事項

西尾市地域つながり課が所有する自動翻訳機器（ポケトーク）〔以下、機器〕を貸出利用する場合は、以下の点を遵守してください。

1) 貸出要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- ・町内会長又は公営住宅（県営住宅・市営住宅）の自治会長により申請する場合
- ・町内会又は自治会活動に利用する場合
- ・市内で利用する場合

2) 貸出期間

最長15日間まで。

3) 貸出台数

申込1件につき1台まで。

4) その他

- ① 機器の譲渡、質入、転貸、改造等の行為を禁止します。
- ② 機器を破損、又は紛失をした場合、実費の負担をしていただきます。
- ③ 誤訳によっていかなる損害が生じても、市は一切の責任を負いません。
- ④ 災害、その他緊急かつやむを得ない事由により、機器を公用に利用する必要が生じた場合、使用許可の取消しをします。